

## 訪問型・通所型サービス等における単価の設定について

# I 訪問型サービスの単価について

## ○訪問型サービスの単価

|         | 現行の訪問介護相当                                       | 多様なサービス                       |                   |                           |   |                   |
|---------|---|-------------------------------|-------------------|---------------------------|---|-------------------|
| サービス種別  | ① 訪問介護  | ② 訪問型サービスA<br>(緩和した基準によるサービス) |                   | ③ 訪問型サービスB<br>(住民主体による支援) | ④ 訪問型サービスC<br>(短期集中予防サービス)                            |                   |
| サービス内容等 | 身体介護、生活援助                                       | 生活援助のみ                        |                   | 生活援助のみ                    | 居宅での相談指導等   |                   |
|         |   |                               |                   |                           | 生活機能改善<br>(3か月間)                                      | 通所型Cと併用<br>(3か月間) |
| 単価設定の単位 | 1月当たり   | 1回当たり                         |                   |                           |   |                   |
| 単価      | ①事業対象者、要支援1・2<br>(週1回程度)<br>1,168単位 (11,925円)   | 225単位<br>(2,297円)             | 200単位<br>(2,042円) | 180単位<br>(1,837円)         | <補助額><br>立ち上げ支援 20万円<br>運営補助 約50万円<br>(基礎額+活動に応じた補助額) |                   |
|         | ②事業対象者、要支援1・2<br>(週2回程度)<br>2,335単位 (23,840円)   | ※ 週1回程度 月5回まで<br>週2回程度 月10回まで |                   |                           |   |                   |
|         | ③事業対象者、要支援2<br>(週2回を超える程度)<br>3,704単位 (37,817円) | 介護保険事業者、民間事業者等                | シルバー、民間事業者等       | NPO(香川県社会就労センター協議会)       |   |                   |
| 単位数単価   | 1単位=10.21円(7級地)                                 | 1単位=10.21円(7級地)               |                   |                           |   |                   |
| 自己負担    | 1割又は2割  | 1割又は2割                        |                   | サービス提供者が設定                | なし  | なし                |
| 実施方法    | 事業者指定   | 事業者指定                         |                   | 補助                        | 直接実施  | 委託                |

## ○訪問型サービスAに係る加算について

| 種 類  | ① 現行の訪問介護相当    | ② 訪問型サービスA<br>(緩和した基準によるサービス) |
|--|----------------|-------------------------------|
| 初回加算<br>新規に訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回もしくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に、サービスを行った場合 | 200単位 (2,042円) | なし                            |
| 生活機能向上連携加算<br>利用者に対し、生活機能向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、理学療法士等と連携して訪問型サービスを行った場合            | 100単位 (1,021円) | 100単位/月<br>(1,021円)           |

## ○訪問型サービスAの人員基準の変更について

【変更前】

【変更後】

|                 | ② 訪問型サービスA<br>(緩和した基準によるサービス)                       |                                |               |                 | ② 訪問型サービスA<br>(緩和した基準によるサービス)     |                                |               |
|-----------------|---|--------------------------------|---------------|-----------------|-----------------------------------|--------------------------------|---------------|
| 人 員             |   | 必要な資格                          | 配置要件          | 人 員             |                                   | 必要な資格                          | 配置要件          |
|                 | 管理者   | なし                             | 専従 1以上※       |                 | 管理者                               | なし                             | 専従 1以上※       |
|                 | 訪問事業責任者   | 介護福祉士<br>初任者研修等修了者<br>一定の研修受講者 | 従事者のうち<br>必要数 |                 | 訪問事業責任者                           | 介護福祉士<br>初任者研修等修了者<br>一定の研修受講者 | 従事者のうち<br>必要数 |
|                 | 従事者   | 同上                             | 必要数           |                 | 従事者                               | なし<br>ただし、市が行う研修を受講のこと         | 必要数           |
|                 | ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能                   |                                |               |                 | ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 |                                |               |
| サービス提供者<br>(想定) | 指定介護予防事業所(みなし指定)、<br>シルバー人材センター、NPO、<br>協同組合、民間事業者等 |                                |               | サービス提供者<br>(想定) | 指定介護予防事業所(みなし指定)、<br>民間事業者等       |                                |               |
|                 |   |                                |               |                 | シルバー人材センター、NPO、<br>協同組合、民間事業者等    |                                |               |

## Ⅱ 通所型サービスの単価について

### ○通所型サービスの単価

|         | 現行の通所介護相当  | 多様なサービス   |                                   |                            |
|---------|--|---|-----------------------------------|----------------------------|
| サービス種別  | ① 通所介護   | ② 通所型サービスA<br>(緩和した基準によるサービス)   | ③ 通所型サービスB<br>(住民主体による支援)         | ④ 通所型サービスC<br>(短期集中予防サービス) |
| サービス内容等 | 現行の通所介護と同様   | ミニデイサービス等   | 自主的な通いの場                          | 生活機能改善<br>(3か月間)           |
| 単価設定の単位 | 1月当たり  | 1回当たり   |                                   | 1回当たり                      |
| 単価      | ①事業対象者、要支援1<br>(週1回程度)<br>1,647単位 (16,700円)<br>②事業対象者、要支援2<br>(週2回程度)<br>3,377単位 (34,242円) | 【半日程度】<br>328単位 (3,325円)<br>※ 事業対象者、要支援1<br>月5回まで<br>事業対象者、要支援2<br>月10回まで | <補助額><br>立ち上げ支援 20万円<br>運営補助 30万円 | 305単位 (3,092円)             |
| 単位数単価   | 1単位=10.14円 (7級地)   | 1単位=10.14円 (7級地)  |                                   | 1単位=10.14円 (7級地)           |
| 自己負担    | 1割又は2割   | 1割又は2割  | サービス提供者が設定                        | 1割又は2割                     |
| 実施方法    | 事業者指定  | 事業者指定   | 補助                                | 事業者指定                      |

# ○通所型サービスAに係る加算・減算について

| 種 類   | ①現行の通所介護相当  | ② 通所型サービスA                         | ④ 通所型サービスC                         |
|---|---|------------------------------------|------------------------------------|
| <b>生活機能向上グループ活動加算</b><br>利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活のための活動を行った場合  | 100単位<br>(1,014円)   | 100単位／月<br>(1,014円)                | なし                                 |
| <b>運動器機能向上加算</b><br>利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合  | 225単位<br>(2,281円)   | なし                                 | なし                                 |
| <b>栄養改善加算</b><br>低栄養状態にある利用者等に対して、低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合                    | 150単位<br>(1,521円)   | 150単位／月<br>(1,521円)                | 150単位／月<br>(1,521円)                |
| <b>口腔機能向上加算</b><br>口腔機能が低下している利用者等に対して、口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合 | 150単位<br>(1,521円)   | 150単位／月<br>(1,521円)                | 150単位／月<br>(1,521円)                |
| <b>選択的サービス複数実施加算</b><br>利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービスまたは口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合   | 運動・栄養・口腔のうち<br>【2つ実施】<br>480単位(4,867円)<br>【3つ実施】<br>700単位(7,098円) | 【栄養・口腔両方実施】<br>480単位／月<br>(4,867円) | 【栄養・口腔両方実施】<br>480単位／月<br>(4,867円) |
| <b>事業所評価加算</b><br>厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所において、評価対象期間の満了日の属する年度の次の年度内に限り、所定単位数を加算  | 120単位<br>(1,216円)   | なし                                 | なし                                 |
| <b>サービス提供体制強化加算</b><br>介護福祉士の資格保有者が一定割合雇用されている事業所又は一定以上の勤続年数を有する者が一定割合雇用されている事業所がサービスを実施した場合                                      | 要支援1<br>48単位(486円) 他<br>要支援2<br>96単位(973円) 他                      | なし                                 | なし                                 |
| <b>送迎を行わない場合</b><br>送迎を実施していない場合（利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合）   | なし  | 片道につき<br>-47単位／回<br>(-476円)        | 片道につき<br>-47単位／回<br>(-476円)        |

### Ⅲ 介護予防ケアマネジメントの単価について

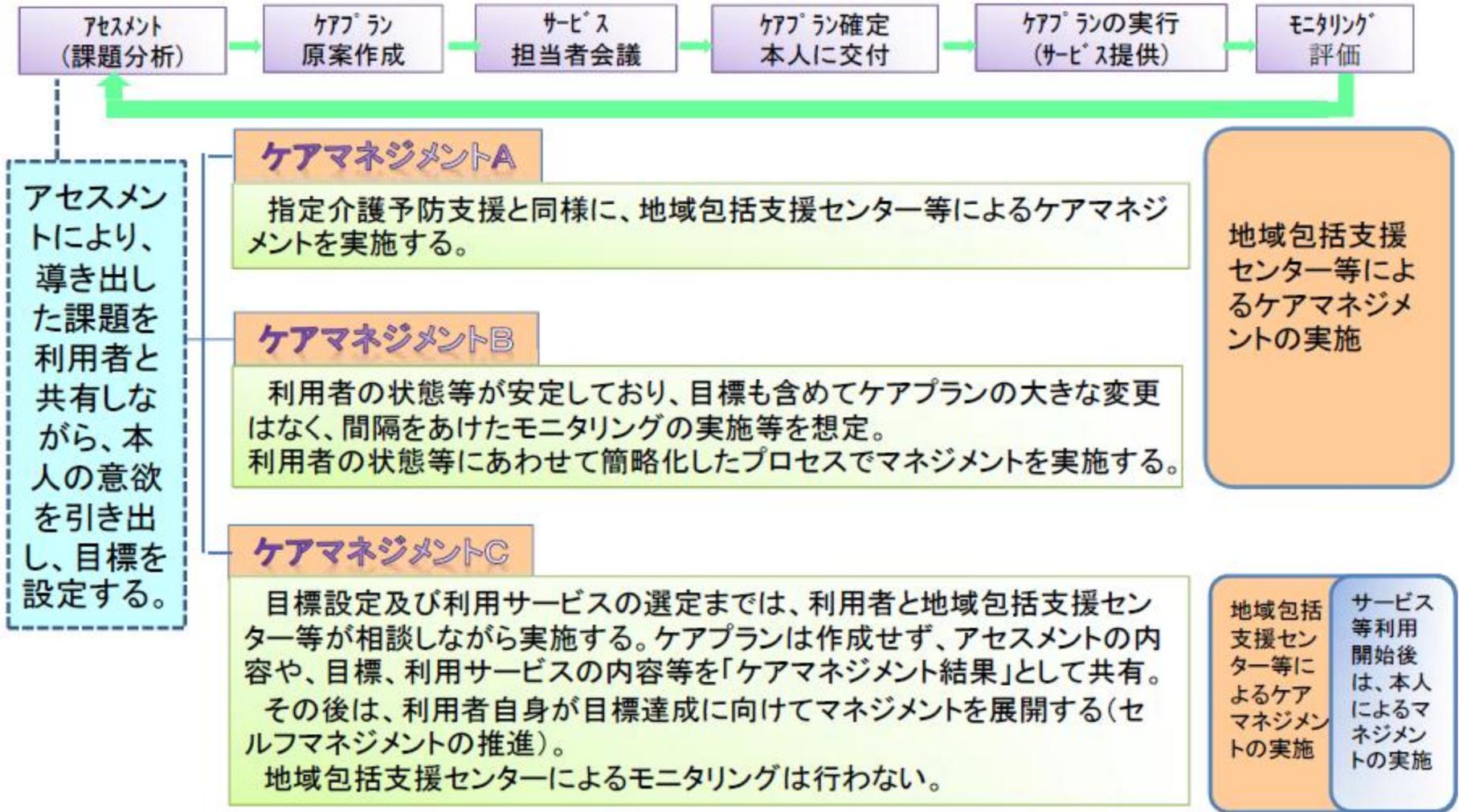
#### 1 総合事業における介護予防ケアマネジメントの対象者

- ①要支援者（要支援1・2認定者※） ※総合事業のみを利用する場合
- ②基本チェックリスト該当者（事業対象者）

#### 2 介護予防ケアマネジメントの考え方

- ▶ 介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにする」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援する。
- ▶ サービスの提供をケアプランに位置付けるに当たっては、単に支援をつなげるだけではなく、要支援者等がその知識や能力を生かして、地域における集いの場に自ら積極的に参加していくよう促していくなど、社会とのつながりをつくっていくことができるよう支援する。
- ▶ 適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用し、目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的にサービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成する。

### 3 具体的な介護予防ケアマネジメント(アセスメント・ケアプラン等)の考え方



※ ケアマネジメントB又はCの該当者については、随時の本人及び家族からの相談を受けるとともに、利用者の状況変化時などサービス実施主体から、適宜連絡が入る体制をつくるのがぞまいしい。

## 4 介護予防ケアマネジメントの類型・プロセス及び単価

|             | ① ケアマネジメントA<br>(原則的な介護予防ケアマネジメント)  | ② ケアマネジメントB<br>(簡略化した介護予防ケアマネジメント)  | ③ ケアマネジメントC<br>(初回のみ介護予防ケアマネジメント)   |
|-------------|--|---|---|
| 利用するサービスの種類 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○現行相当サービスを利用する場合</li> <li>○緩和した基準によるサービス(A)のうち、指定事業所によるサービスを利用する場合</li> <li>○短期集中予防サービス(C)を利用する場合</li> <li>○その他、地域包括支援センターが必要と判断した場合</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○緩和した基準によるサービス(A)のうち、委託・補助により実施するサービスを利用する場合</li> </ul>  | <p>【ケアマネジメントの結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住民主体による支援(B)の利用につなげる場合</li> <li>○配食などその他の生活支援サービスを利用する場合</li> <li>○一般介護予防の利用につなげる場合</li> </ul> |
| ケアマネジメントの特徴 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○現行の予防給付に対する介護予防ケアマネジメントと同様</li> <li>○モニタリングはおおむね3か月ごとに実施</li> <li>○利用者の状況等に応じてサービスの変更が可能な体制をとっておく</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○アセスメント(課題分析)からケアプラン原案作成までは、ケアマネジメントAと同様</li> <li>○サービス担当者会議を省略したケアプランの作成</li> <li>○モニタリングは適宜</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○モニタリング等を行わない</li> <li>○適切なサービス提供につながるよう、ケアマネジメントの結果をサービス提供者に送付または本人が持参(利用者の同意必要)</li> </ul>                         |
| プロセス        | アセスメント<br>⇒ケアプラン原案作成<br>⇒サービス担当者会議<br>⇒利用者への説明・同意<br>⇒ケアプラン確定・交付<br>【利用者・サービス提供者へ】<br>⇒サービス利用開始<br>⇒モニタリング【給付管理】   | アセスメント<br>⇒ケアプラン原案作成<br>(⇒サービス担当者会議)<br>⇒利用者への説明・同意<br>⇒ケアプラン確定・交付<br>【利用者・サービス提供者へ】<br>⇒サービス利用開始<br>(⇒モニタリング【適宜】)                              | 初回のみアセスメント<br>⇒ケアマネジメント結果案作成<br>⇒利用者への説明・同意<br>⇒利用するサービス提供者への説明・送付<br>⇒サービス利用開始   |
| 単価          | 430単位 (4,390円)   | 350単位 (3,573円)  | 430単位+300単位(初回加算分)=730単位<br>(7,453円)  |
| 加算          | 初回加算 300単位 (3,063円)<br>小規模多機能型居宅介護事業所連携加算<br>300単位 (3,063円)  | 初回加算 300単位 (3,063円)   | なし  |
| 単位数<br>単価   | 1単位=10.21円(7級地)  | 1単位=10.21円(7級地)   | 1単位=10.21円(7級地)   |
| 自己負担        | なし   | なし  | なし  |

## IV 区分支給限度額について

### 1 区分支給限度額とは・・・

○現行の給付では、介護予防サービス等に係る費用について、要支援1から要介護5までのそれぞれの介護の必要の程度に応じて、それぞれサービス費の支給を受けることができる限度（支給限度額）が規定されている。

【参考】

（1月当たり）

|       | 要支援1    | 要支援2     | 要介護1     | 要介護2     | 要介護3     | 要介護4     | 要介護5     |
|-------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 支給限度額 | 5,003単位 | 10,473単位 | 16,692単位 | 19,616単位 | 26,931単位 | 30,806単位 | 36,065単位 |

### 2 事業対象者等に係る給付管理の対象サービス及び区分支給限度額

|       | サービス利用パターン | 給付管理の対象サービス                         | 支給限度額  |
|-------|------------|-------------------------------------|--|
| 事業対象者 | 総合事業のみ     | ・総合事業のうち、指定事業所によるサービス               | 5,003単位<br>※例外的に10,473単位まで<br>（退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援につながると考えられるようなケース等） |
| 要支援1  | 予防給付のみ     | ・予防給付のサービス<br>・総合事業のうち、指定事業所によるサービス | 5,003単位  |
|       | 予防給付＋総合事業  |                                     |  |
|       | 総合事業のみ     |                                     |  |
| 要支援2  | 予防給付のみ     | ・予防給付のサービス<br>・総合事業のうち、指定事業所によるサービス | 10,473単位   |
|       | 予防給付＋総合事業  |                                     |  |
|       | 総合事業のみ     |                                     |  |

# V その他の制度における総合事業の取扱いについて

## 1 社会福祉法人の利用者負担額の軽減について

### ▶ 制度の概要

介護保険サービスを提供する社会福祉法人では、一定の要件に該当する低所得の介護保険利用者の負担軽減を図るため、申請に基づきサービスの自己負担額を25%（老齢福祉年金受給者の人は50%）軽減する。

### ▶ 対象サービス

社会福祉法人が行う訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設サービス（特別養護老人ホームの入所）、**総合事業の現行相当訪問型サービス及び現行相当通所型サービス** 等

## 2 生活保護法における介護扶助について

### ▶ 介護扶助とは…

介護保険の被保険者で、生活保護を受給している者の自己負担分（介護費用の1割）は、介護扶助として生活保護法により負担される。

### ▶ 給付対象の範囲

従前の予防給付と同様の仕組みである指定事業所によるサービス提供に限らず、全てのサービスについて給付対象となる。

具体的には、介護扶助費として、指定事業所によるサービス提供については、利用者の自己負担分について給付され、また、市町村による直接実施、委託による実施又は補助による実施にて行われるサービスについても、利用者の利用料負担分が給付されることとなる。